

遺族年金等の支給額

提供：株式会社ベネフィットコモンズ

厚生年金に加入している方が亡くなられた場合

数値は平成21年度の改正に基づく。

H15年3月までの加入年数：7年として試算

H15年4月以降の加入年数：8年として試算

◆ 概略的に年金額を知るには、平均標準報酬月額30万円(平均標準報酬額40万円)の欄をご参照ください。

(単位：円)

平均標準報酬月額 H15年3月以前の平均月収賞与を含まない (注1)	平均標準報酬額 H15年4月以降の平均月収賞与を含む (注1)	18歳未満のお子様の人数	遺族基礎年金		遺族厚生年金		受け取れる金額の合計	
			子の加算	報酬比例の年金額	中高齢の加算額 (注2)	年金額	月額換算値	
20万円	30万円	4人	792100	607,600	370,900	0	1,770,600	147,550
20万円	30万円	3人	792100	531,700	370,900	0	1,694,700	141,225
20万円	30万円	2人	792100	455,800	370,900	0	1,618,800	134,900
20万円	30万円	1人	792100	227,900	370,900	0	1,390,900	115,908
20万円	30万円	0人(注2)	0	0	370,900	594,200	965,100	80,425
20万円	30万円	0人(注2)	0	0	370,900	0	370,900	30,908
25万円	35万円	4人	792100	607,600	446,000	0	1,845,700	153,808
25万円	35万円	3人	792100	531,700	446,000	0	1,769,800	147,483
25万円	35万円	2人	792100	455,800	446,000	0	1,693,900	141,158
25万円	35万円	1人	792100	227,900	446,000	0	1,466,000	122,167
25万円	35万円	0人(注2)	0	0	446,000	594,200	1,040,200	86,683
25万円	35万円	0人(注2)	0	0	446,000	0	446,000	37,167
30万円	40万円	4人	792100	607,600	521,100	0	1,920,800	160,067
30万円	40万円	3人	792100	531,700	521,100	0	1,844,900	153,742
30万円	40万円	2人	792100	455,800	521,100	0	1,769,000	147,417
30万円	40万円	1人	792100	227,900	521,100	0	1,541,100	128,425
30万円	40万円	0人(注2)	0	0	521,100	594,200	1,115,300	92,942
30万円	40万円	0人(注2)	0	0	521,100	0	521,100	43,425
35万円	45万円	4人	792100	607,600	596,300	0	1,996,000	166,333
35万円	45万円	3人	792100	531,700	596,300	0	1,920,100	160,008
35万円	45万円	2人	792100	455,800	596,300	0	1,844,200	153,683
35万円	45万円	1人	792100	227,900	596,300	0	1,616,300	134,692
35万円	45万円	0人(注2)	0	0	596,300	594,200	1,190,500	99,208
35万円	45万円	0人(注2)	0	0	596,300	0	596,300	49,692
40万円	50万円	4人	792100	607,600	671,400	0	2,071,100	172,592
40万円	50万円	3人	792100	531,700	671,400	0	1,995,200	166,267
40万円	50万円	2人	792100	455,800	671,400	0	1,919,300	159,942
40万円	50万円	1人	792100	227,900	671,400	0	1,691,400	140,950
40万円	50万円	0人(注2)	0	0	671,400	594,200	1,265,600	105,467
40万円	50万円	0人(注2)	0	0	671,400	0	671,400	55,950

(注1) 標準報酬月額には残業手当、通勤手当等を含みます。

毎年の厚生年金保険料は、4月～6月の3ヶ月間の給与・手当等から算出した標準報酬月額が使われます。

H15年度以降は賞与にも厚生年金保険料が課せられているため、「平均標準報酬月額」から「平均標準報酬額」に変わっています。

(注2) 中高齢の加算額は以下のいずれかに該当する方が40歳から65歳の間、受け取ることができます。

◆ 夫がなくなったときに、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻

◆ 40歳に達したとき遺族基礎年金を受けていた妻が、子が18歳に達し遺族基礎年金を受給できなくなったとき。